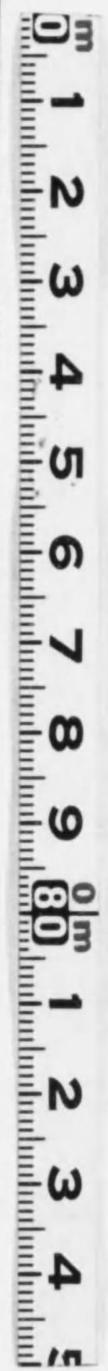


特252
67

惟神會の趣意

368
592



始

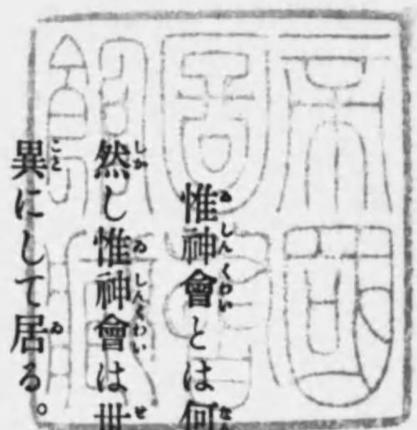


特252
67

發行所寄贈本

惟神會の趣意 (惟神會の使命)

總 說



惟神會とは何ぞや。惟神會は、敬神崇祖の本義に基いて惟神の道を説く。然し惟神會は世上に存在する如何なる宗教團體とも、その性質を根本的に異にして居る。然らば惟神會の使命とするところは何であるか。之を一言

にして云へば、惟神會の使命は「眞の惟神の大道を闡明し、國教を確立せんことを期する」に在る。と云へば惟神會は如何にも平々凡々たる會のやうに思はれよう。皇室中心や、國家本位を標榜する立派な團體が、彼處に



も此處にも澤山存在せる今日、惟神會の如き團體は、その存在の必要が無
ささうにも見える。しかしながら、それは表面からのみ觀察したことであ
つて、これを深く内面より觀察するならば、惟神會は此の世に存在する如
何なる團體とも根本的に異つた独自の特色を有つてゐるのである。

氏之祖ノ神と大和民族の起源

神典古事記に據れば、——天照大御神は高御産巢日神と御議りになり、
日嗣の子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命に詔りして「今葦原中國は平定したと
のことである。汝神は最初の言依通り天降つて彼の國を統治めよ」と仰せ
になつた。すると天忍穗耳命は「僕が天降らうと用意を整へて居る時、日

子番能邇邇藝命といふ眞に良い子が成りましたから、此の子を天降らせて
頂きませう」と申された。そこで天照大御神は、皇孫日子番能邇邇藝命に
向はせ給ひ「此の豊葦原水穗國は汝命の統治むべき國であるぞ」と仰せら
れた。日子番能邇邇藝命は「さらば勅のまに／＼彼の國に天降つて統治め
ませう」と、お應へ遊ばして、天兒屋命、布刀玉命、天宇受賣命、伊斯
許理度賣命、玉祖命等を従へ、猿田彦命を御先導として、筑紫の日向の高
千穗の串觸嶽に御降臨になつた。尙ほ此の時、八尺勾瓏と、鏡と、草那藝
劍の三種の神器と、八意思兼神、手力男神、天石門別神を副へ賜ひて「此
の鏡は、專、我が御魂として、吾が御前を拜くが如、齋き奉り給へ」と仰
せられた。是れ即ち崇祖に基く眞の敬神の大本であり又其の濫觴である。

斯く、日子番能邇邇藝命は、豊葦原水穗國へ天降りまして大和民族の同化をお創めになつたのである。而して邇邇藝命の直系の靈統を継ぎ給へるは、畏くも我が萬世一系の天皇であらせられる。また其の傍系の靈統により、天皇を中心として彌榮に榮え行く民族は、わが大和民族であるのである。即ち現在の我が大和民族は、天孫御降臨以前より此の國土上に存在して居つた先住民族が、邇邇藝命の御子神等によつて、長年月に亘り同化を重ねられ來つた民族なのである。勿論その中には支那、朝鮮より渡來した歸化人も夥しく含まれて居るのである。而して此の大和民族を同化せられ給うた皇孫日子番能邇邇藝命の御子神等こそ、大和民族同化の祖神たる、氏之祖ノ神である。大和民族は實に茲に其の淵源を發して居るのである。

大和民族と四魂具足

元來民族なるものは、如何なる民族であつても其の民族の奥深く溯ればそこには、必ず民族同化の根本神たる祖神がまします。而して其の祖神より民族に賦與せらるゝ魂を民族魂といふのである。即ちイスラエル民族にはイスラエル民族魂あり、スラブ民族にはスラブ民族魂あり、ゲルマン民族にはゲルマン民族魂なるものがあると同じく、我が大和民族には大和民族魂があるのである。此の大和民族魂は從來大和魂なる言葉を以て言ひ現はされてゐる。吾々日本人は大和民族の祖神即ち氏之祖ノ神より大和魂を賦與されて居るのである。而して眞の日本精神は、此の大和魂より煥發す

るところの精神でなければならぬ。

由來、總じて眞の神靈は奇、荒、和、幸の四魂が圓滿具足にまします。随つて四魂圓滿具足の氏之祖ノ神より賦與せらるゝところの大和魂も亦四魂具足である。然らば四魂具足の魂とは如何なるものであるか。以下之に就いて少しく述ぶるところあらん。

(奇魂)——約言して之を云へば、神靈に感合する奇しきはたらきの魂をくしみたまふと云ふ。而して此の奇魂が次に述ぶる荒、和、幸の三魂と相關聯してはたらく場合を稱して四魂具足といふのである。固々人の魂は、動物靈とも感合し、人靈とも感合し、又神靈とも感合し得る素質を有する。言葉葉を換へて云へば、人の奇魂は信仰の高下善惡に比例して、高下善惡様々

の靈なり神なりに感合するものなのである、故に人にして四魂具足の神靈との感合を得んと欲すれば、先づ其の言行をして四魂具足たらしめねばならぬ。

抑も大和民族各自の氏之祖ノ神は四魂具足の眞の神靈に坐すが故に、其の氏子たる日本國民も亦先天的に四魂具足の言行に勤しまねばならぬのである。而して四魂具足の奇魂のはたらきは、必然的に崇祖と相一致せる信仰、即ち眞の敬神崇祖の信仰を具現するに至る。然り、此の信仰こそ國民精神の淵源であり、又人事萬般の作業運爲の原動力ともなり、安心立命の根蒂ともなるのである。故に吾々大和民族たる日本國民は各自の氏之祖ノ神並に祖先の靈を、正しき方式に則りて家庭に齋き奉り、信仰のまこと

を捧げ、眞の奇魂のはたらきを發揮し、やがて神人感合の境地に入れば、その言行心が自ら絶對善の神律たる四魂具足の惟神の大道に叶ふに至る。即ち我國體の精華たる忠孝の心髓を體現し得るのである。

(荒魂)——古來あらみたまは、義の徳なり、勇の意味なりなど、説かれて來た。(古事記仲哀天皇の巻、日本書紀神功皇后の巻玉手櫛等参照)しかし、荒魂のはたらきは決して只義勇といふが如き勇壯なる意志の發動のみに局限せらるべきものではない。荒魂にはより以上廣義の意義がある。即ち吾々の一身は家庭の一員であると共に社會の公人であり、又國家構成の一分子でもある。故にわが身は家庭や、社會や、國家等と、密接不離の關係があり、而も其等環境のおかげを蒙つて居るのであるといふ自覺の一念の湧き起つた者は、必ず

一身一家のためばかりでなく、皇恩に報ひ奉るは云ふも更なり、其の他、國家のためにも、將た人類のためにも、何等報酬を求めざる獻身的奉仕の行に出でねば已まないであらう。斯くの如き行を荒魂のはたらきといふのである。而して此の荒魂の發露たるや、敬神崇祖による神人感合の奇魂の發露に基き和幸の二魂と相俟つて、自ら奉仕の行となつて現はれねばならぬのである。

(和魂)——にぎみたまのはたらきは和である。愛である。情である。慈

悲である。更に適切に言へば和合親愛の情である。(日本書紀神功皇后の巻、出雲風土記、古事記傳等参照)教育勅語に「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レテ持シ博愛衆ニ及ホシ」とある。其の孝、其の友、其の和、其の博愛

こそ和合親愛の和魂のはたらきであると理解すべきである。しかし、此の和魂のはたらきは、奇魂とも、荒魂とも、又次に述べんとする幸魂とも互に相關聯し、相連繫して同時にはたらかねばならぬ。何れの魂でもさうであるが、由來此の和魂は特に他の魂との關係を離れて一魂的のはたらきに走り易い傾向がある。「草枕」の中に「智に働けば角が立つ情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角に人の世は住みにくい」といふ警句があるが、其の情に棹させば流されるといふが如きは、他の三魂と分離したる情の一魂の流れに棹さすからである。假令情の流れ如何に激しくとも、その情が他の三魂と相連繫したる和魂の發露であるならば、決して流さるることはない。

四方の海みな同胞と思ふ世に

など波風の立ち騒ぐらむ

といふ明治天皇の御製を謹誦すれば、我等は此の一首の三十一文字の中に一天萬乗の大君の廣くもおほらかなる四魂具足の和魂の御發露を拜し奉り得るのである。斯の如き和合親愛の情の發露なくんば、朋友との交も、父母兄弟間の親しみも、主人と使用人との間柄も、國家と國家との間柄も、到底平和は期し得られざるものである。

(幸魂)——人智を啓發して國利民福を増進せしむることを以て幸魂のはたらきといふ。(日本書紀神代卷、釋日本紀、古事記傳等參照)

夫れ、如何に神通飛行の妙術を體得し、深山に霞を食うて千年の壽を保

つことが出来ても、又如何に面壁九年備に參禪の苦行を積んで、見性の域に達せりと稱しても、幸魂のはたらきたる利用厚生の一術を缺く神仙や道士は、國家、國民の彌榮とは、更に關係なき存在物である。

明治の新日本は幸魂の發露が中心的原動力であつた。彼の明治新日本の指導原理ともいふべき五ヶ條の御誓文の内容を拜誦すれば、這般の道理を明らかに徹見し得るのである。就中「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」——「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」の二ヶ條には、幸魂の精神が鬱勃として躍動せるを見るのである。又近年に至つて、日本の産業は驚異的の躍進を遂げた。即ち近世の日本國民は利用厚生之幸魂が大いに發達したるが故に國運が急激に發展したのである。

以上述べしが如く、我が國民は四魂具足の眞の意義に就いての、理解を呼び起さねばならぬのである。即ち日本人たる者は、先づ、氏之祖ノ神及祖先のみたまを齋き奉つて各がじし四魂具足の眞の大和魂を體現すべきである。

氏神と氏人との乖離

大和民族の祖神たる四魂具足の氏之祖ノ神は、古來氏神と稱へられて來た。史を按ずるに、神武天皇の時代には、氏神と氏人との關係が非常に明かなる状態にあつたやうである。當時に於ける氏神と氏人とは、全く現時の同姓一族と其の祖先との關係の如きもので、頗る親密の間柄であつた。下つて

は、氏之祖ノ神に同化せられたる同族の人々を氏人と呼び、之を統率する族長を氏のかみ、又は氏の長者と稱した。而して氏の長者は氏人を統率し一致團結して氏之祖ノ神を信仰したのである。

上代に於ては、神に仕ふる巫が族長であり、此の族長によつて、祭政一致的に氏人は治められて居つたのである。而して此等の地方行政が稍其の形式を整ふるに至つたのは開化天皇の時代であつて所謂國造の制度が生れ崇神天皇の時代には、天社國社及神地神戶等が定められて敬神思想が大いに普及した。かくして應神天皇の時代に及びては陸奥の北邊を除くの外殆ど全國に互つて、族長の子孫は、多くは國造、縣主、稻置等に任せられて政事に従ひ、成務天皇の時代には、全國に九十四の國造が置かれて、此

の制度は可なりの整頓を見たのである。けれども、神功皇后の三韓征伐以來、漢、韓人の渡來歸化する者多く、又自由に天神の末裔を名乗る者や、他氏族の氏を名乗る者も出づるといふやうな傾向を生じたばかりでなく、氏人の國內移動が旺んに行はれ、或は一族擧つて他に移り、或は其の一部が更に他に移住するといふ風で、勢ひ異つた氏族と氏族との混住雜居が行はれた。従つて氏神の配祀も亦頻々として行はれたのである。而して允恭天皇の時代には、探湯の神事を以て氏姓を匡正せられねばならぬほど氏之祖ノ神と氏人との關係は錯亂紛糾するに至つた。爾來星霜爰に二千有餘年、終に現前觀るが如く、今日に於ては自家の眞の氏之祖ノ神に就いて明確なる認識を有する者は殆どこれ無しといふも過言にあらざるほど、氏之祖ノ

神と氏人との關係は不明瞭になり終つたものである。

前に述べたる如く、崇神天皇の時代には、天社國社が定められて敬神思想が大いに普及したのであるが、しかし當時既に眞の氏之祖ノ神と氏人との關係は頗る曖昧模糊たるを免れなかつたやうである。何となれば、天皇の御代に物部氏の祖、伊香色雄命大和の石上神宮を崇めて氏神となすと舊事記に誌されてゐる。これは恐らく祖神にあらざる神を自己の氏神としたることが文獻に表はれたる最初であらう。それより後天武天皇の御代に、諸氏の族を更めて、眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置の八色の姓といふものがつくられた。かく氏姓は表面的には制度によつて整理せられたとは云ふものゝ、内面的には祖神の系統が益々混亂して行つたのである。

即ち居住地の神を氏神とせし者、神威いやちこなる神を氏神とせし者、朝命にて奉仕せし神を氏神とせし者等が輩出した。例へば藤原氏が鹿島香取の兩宮を、尾張氏が熱田神宮を氏神として祀つたなどは、何れも眞の氏の祖神ではない。又信濃國造家が諏訪下社を、伊豫越智氏が大山積神社を、秦氏が松尾神社及稻荷神社を氏神としたるが如きも眞の祖神ではなく、居住地の神を氏神としたのである。尙ほ平氏が平野社を祀り、源氏が初め平野社を祀り、義家以來更に八幡宮を祀りしが如きも、共に氏の祖神ではない。斯の如く後世に至るほど、氏之祖ノ神にもあらず、氏に由縁ある神にもあらずる神を氏神として祭祀信仰する者が、夥しく増加し、只單に氏姓のみにては、其の祖神の何神にあらせらるゝやを識別することが至難とな

つた。之が爲めに氏の神として仕ふるも更に純正なる感應も靈驗も現はれないといふ結果が生じたのである。而もこの時に當つて、佛教思想は非常なる勢を以て朝野に傳播し、全國には國分寺が置かれ各戸には經文が備へつけられるといふ佛教全盛の時代を馴致し、殊に行基、弘法等の所謂名僧智識の輩出と共に、我國建國の大精神と全く相背馳せる本地垂迹、神佛習合の如き説が、一世の人心を風靡した。而も佛教徒は時の政治的權威者と相結んで、有形に無形に、諸般の佛教的施設を行つたので、當時佛教は全く我國の國教たるかの觀さへあつた。斯くして、後世の我が國民は次第々々に氏之祖ノ神に對する信仰觀念を忘却するに至つたのである。

眞の敬神崇祖 (結論)

嚮に述べしが如く、大和民族は大和民族の氏之祖ノ神によつて同化せられた民族である。而して現在の我が大日本帝國國民の大部分は大和民族と云ふ一民族によりて形成されて居る故に敬神は崇祖に在りといふ絶對的眞理——敢へて絶對的眞理といふ——此の絶對的眞理の上から言へば、日本國民の信仰は大和民族の祖神たる四魂具足の氏之祖ノ神を奉齋信仰するといふ建前の下に所謂國教確立が實現せられねばならぬと思ふ。現下我が國民の信仰は、神道、佛教、儒教、基督教、回教等種々様々であるが、吾人は大和民族の祖神を除外したる信仰は、其の神理、教理、哲理なるもの

が如何に間然する所無きが如く豪華絢爛であつても、吾々と縁無き信仰であるとならぬのである。

試みに心ある人は他の諸宗教の教義を検討して見よ、何處に其の信仰が皇室の大祖神たる天照大御神に歸入統一せらるゝ宗教があるか。釋迦と大和民族、キリストと大和民族、マホメツトと大和民族……其處に何等の關係も、因縁も見出し得ないではないか。所詮民族の祖神と分離せる信仰は如何なる民族にとつてもそれは正しい眞の信仰とは云へないのである。

古來興亡窮りなき萬國史の上に、國といふ國は數多けれども、底津磐根に宮柱太しく樹てしが如く、此の地上に永遠無窮に國を建て、皇統連綿として、未だ曾て他民族の侮を受けしことなく、天孫降臨以來次ぎ／＼に異

民族を同化しつゝ今日に及び、更に世界一切の全民族を四魂具足化せしむべく所謂天業の歩みを運びつゝある建國の大精神こそ、全世界の如何なる民族の理想よりも、雄且つ大なりと謂はねばならぬ。然り而して全世界の各民族も亦各も各もの祖神を通じて、掛卷も畏き天照大御神に統一せらるべきものであると我等は確信する。眞に誠に大日本帝國は顯幽一貫世界の親國、中心國であるのである。

重複の嫌はあるが、今一度繰返して云ふ。眞の信仰は必ず崇祖に基づく敬神に由らざるべからずと。而して、崇祖に基づく敬神を更に其の奥へ奥へと溯つて行けば、畏くも、天照大御神に統べ治めらるゝの神理を知る。即ちわが國民の眞の信仰は、氏之祖ノ神を通じて天照大御神に歸一せらるゝ

ものなのである。然しながら、國民個々人が、家内に齋き奉つて、日常親しく直接に奉仕し、且つ祈願などさせて頂く神は、天照大御神の稜威の下に大和民族を同化し給うた氏之祖ノ神であらせられるのである。氏之祖ノ神は高天原より豊葦原水穗國に天降りました邇邇藝命の御子神等であらせられる、から無論奇、荒、和、幸の四魂を圓滿に具足せさせ給ふ眞神靈に坐す故に此の氏之祖ノ神と共に祖先の靈等を正しき方式に従ひ家庭に齋き奉つて仕へ奉るならば（我國に於ける大小神社の数は十數萬餘座あるけれども、現在各自銘々の眞の氏之祖ノ神が、果して何れの神社に齋き奉られあるかを確知し居る者は、殆ど無き有様である。）祖先の靈等は、氏之祖ノ神の稜威によつて、次第に四魂具足の靈に淨化し、靈界より現世に於ける子孫を守護指導し給ふやうになるのである。かく吾々の先祖の靈を氏之祖ノ

神の御稜威の下に正しき方式に従ひ祭祀するといふことは此上なき孝道の極致であり、又崇祖の根本義である。同時に現世に於ける吾々も亦四魂具足の氏之祖ノ神の稜威と、祖靈等の御加護を蒙つて、吾々の言行心は次第次第に、忠良無比の臣民として、恥かしからぬ四魂のはたらきを、兼ね具へた圓滿なる氏子とならしめらるゝのである。これを是れ古今に通じて謬らず中外に施して敢て悖らざる顯幽一貫の眞の惟神の道と謂ふのである。而して此の顯幽一貫の眞の惟神の道に於ては、必然的に、國民の信仰の中心と國家の中心とが、完全に相合致して寸毫の間隙だに無いのである。即ち斯の道をこそ國教といふのである。之に反して國民の信仰の中心が國家の中心と相合致せざる教は、其の教理が如何に深遠なものであらうとも、

國教としての價值無きものである。若し夫れ國民舉つて其の信仰を眞の敬神崇祖の惟神の道に還元するならば、水到りて渠成るが如く、國民思想は何等の策を講ぜずとも、自ら統一するに至るであらうことは、火を見るよりも炳かである。而して斯の道の大本は、前に述べしが如く天孫御降臨に際し、畏くも、天照大御神が邇邇藝命に下し給うた「此の鏡は、専ら、我が御魂として、吾が御前を拜くが如く、齋き奉り給へ」といふ御神勅に其の淵源を發して居るのである。萬世の下何人か此の御神勅を奉誦し肅然として自ら襟を正さない者があらうか。

更に約言すれば、祭政一致といふことも、國體の精華といふことも、皇室中心といふことも、昭和維新といふことも、將又如何なる興國の大國策

も、所詮惟神の大道に則らねばならぬといふのが、我大日本帝國の國柄である。而して大和民族たる日本人は勿論、やがて世界の全人類に至るまで惟神の大道、即ち眞の敬神崇祖の道が宣べ傳へられ、充ち満たさるゝに至りてこそ、所謂神人共樂の理想世界が、此の地上に實現せらるゝなれ、斯く成ることを期するのが、本會の趣旨であり、又本會の使命である。

惟神會規 (拔萃)

- 一本會ハ惟神會ト稱ス
- 一本會ハ眞ノ惟神ノ大道ヲ闡明シ國教ヲ確立スルヲ以テ目的トス
- 國教ノ教義ハ敬神崇祖ノ本義ニ基キ我國神靈ノ神格タル奇魂荒魂和魂幸魂ノ四魂ノ本質ヲ究メ彝倫ノ標準ヲ確立シ以テ死生一貫ノ道ヲ明カニスルニ在リ
- 一本會ハ右ノ目的ヲ達成セシカ爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - イ、國民各戸ニ氏之祖ノ神重ニ祖靈ヲ奉齋セシムルコト
 - ロ、祭典祭儀ノ執行
 - ハ、研究會、講演會等ノ開催
 - ニ、新聞、雜誌、圖書等印刷物ノ刊行頒布
 - ホ、其他必要ト認ムル事項
- 一本會ノ趣旨目的ニ賛成シ先ツ氏之祖ノ神ヲ奉齋シタルモノヲ以テ會員トス
- 一會員ハ入會ト共ニ左ノ義務ヲ負フモノトス
 - イ、本會發行ノ雜誌國教ヲ毎號購讀スル事
 - ロ、本會ノ趣旨ヲ宣傳スル事
 - ハ、會員ノ冠婚葬祭ハ會員互ニ祭員トナリ相扶ケ行フ事
- 一本會會務ハ委員會之ヲ處理ス
- 一委員會ハ會員中ヨリ選任セラレタル委員ヲ以テ組織ス
- 一委員ノ定員ハ當分五十名以内トシ内一名ヲ委員長、二名ヲ副委員長、十名ヲ常務委員トス
- 一本會ノ事務所ハ東京市ニ置ク
- 一本會ハ必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ設ク
- 一支部ニ支部長ヲ置キ地方事務ヲ擔當セシム
- 一本會ノ經費ハ雜誌代及其他ノ收入ニ依リ支辨ス

入會手續

「入會の案」中ニ明カナリ

惟神會員信條

- 一、神人感合ノカヲ得テ皇國ニ奉仕セン事ヲ期ス
- 一、義勇奉公ノ行ヲ果シ社會ニ奉仕セン事ヲ期ス
- 一、和合親愛ノ情ヲ養ヒ家、國ヲ治メ齊ヘン事ヲ期ス
- 一、利用厚生ノ術ヲ研キ國利ヲ圖ラン事ヲ期ス

昭和十年八月三日印刷
昭和十年八月六日發行

【非賣品】

東京市澁谷區大和田町九五
編輯兼發行人 平 田 次 雄

東京市麹町區富士見町二丁目四ノ九
印刷者 保 田 熊 吉

東京市神田區神保町二丁目九番地
印刷所 進 暢 堂 印刷所

東京市澁谷區大和田町九五

發行所

惟 神 會

電話青山六三四番

368
592

終

